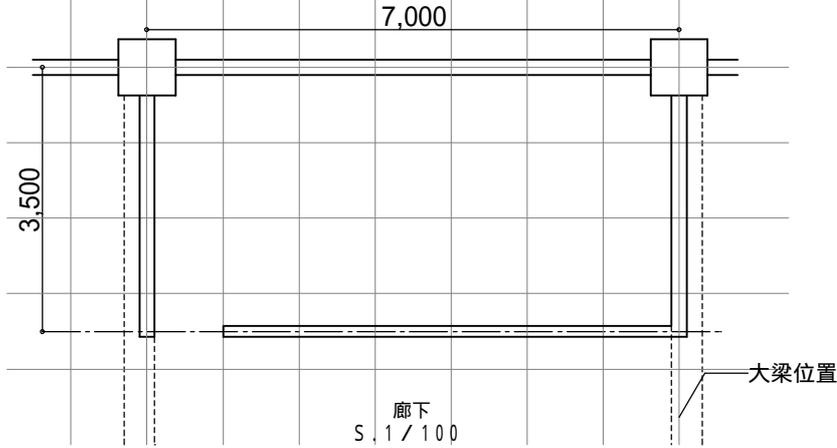


製図試験基礎トライアル 単位空間編2 (階段)

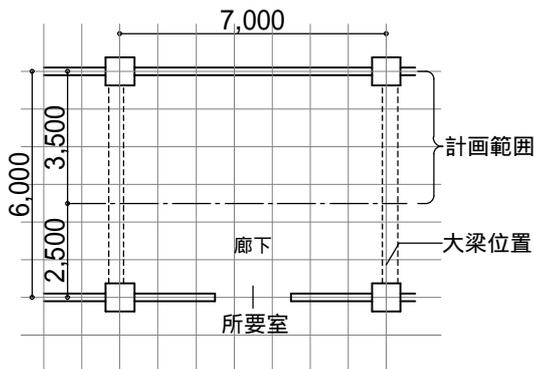
1. 下記の の中に数字を入れ、文章を完結せよ。

バリアフリー法による客用階段の幅員は cm以上、踏面は30cm以上、蹴上げは cm以下となっている。従って、階高が4mの時、段数は 段以上必要となる。

2. 階高4mの際、バリアフリー法対応の階段を下記の範囲で完成させよ。尚、平面は(3階建て建物の2階)中間階とする。



3. 階高5mの際、バリアフリー法対応の階段を下記の範囲で完成させよ。尚、平面は中間階とする。

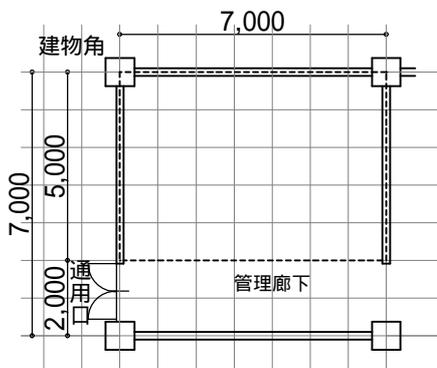


4. 下記の の中に数字を入れ、文章を完結せよ。

管理区域内で従業員の移動と避難の用に供する屋内階段は、バリアフリー法の適用を受けないので、幅員は cm以上、踏面は24cm以上、蹴上げは cm以下となっている。従って、階高が4mの時、段数は 段以上必要となる。

尚、非常時の避難を主な目的とする屋外階段については、幅員を cm以上とすることができる。(踏面、蹴上げは同様。)

5. 階高4.5mの際、管理用の階段、ダクトスペース、小荷物専用昇降機1基を点線の範囲で完成させよ。尚、平面は(地下1階、地上3階建ての)1階とする。



小荷物専用昇降機: 昇降路内法はW1550 × D1450mm以上、
カゴの内法はW1000 × D1000mmとする。